

柳津町告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本町の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、当該字の区域及び名称の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日から施行するものとする。

令和2年12月11日

柳津町長 小林 功



- 1 区域 細八地区の一部  
(別紙のとおり)

# 字区域変更調書

変更前			変更後		
大字	字	地番	大字	字	地番
細八	宝	1番3	細八	上中沢	1番3
細八	宝	1番4	細八	上中沢	1番4
細八	宝	5番3	細八	原前	5番3

